

令和 3 年度 第 1 回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和 3 年 5 月 20 日（木） 午後 1 時～午後 1 時 30 分	
開催場所	市長応接室、入札室	
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士）	
	（意見書提出時） 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛	
事務局	総務部長 近田 契約・検査担当参事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川	検査指導係長 野口 検査指導係主任 大河内 契約係長 中西 契約係主任 奥
議題	・「令和 2 年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について	

委員会	松阪市
●「令和 2 年度入札制度及び運用に関する意見書」について（入札室）	
・「令和 2 年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は 14 回目の意見具申となる。 ・現在も新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会にはさまざまな影響が続いている。「景気は依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる」とされている（令和 3 年 4 月 22 日内閣府月例経済報告書より）。 政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を具体化する令和 2 年度第 3 次補正予算を迅速かつ適切に執行することとしている。また、令和 3 年 3 月	

16 日に取りまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」も速やかに実行されている。本市においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、個人・法人市民税の減収が見込まれる中、コロナ禍を乗り越えリスタートするべくさまざまな政策が打ち出されている。公共工事においては、社会の安定維持の観点から継続が求められる事業に位置付けられ、感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めているところである。このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達が適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性・公平性・競争性・透明性と品質の確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ね、そのとりまとめを意見書として本日提出する。	
●市長への意見具申 (市長応接室)	
委員会	市 長
「令和 2 年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、「最低制限価格と低入札価格調査制度の改正」、「総合評価落札方式」、「工事の平準化」などについて委員長等から説明。 (以下抜粋) ・最低制限価格と低入札価格調査制度の改正について 松阪市及び松阪市上下水道部が発注する工事及び業務委託の最低制限価格の設定方法、低入札価格調査制度が令和 3 年 4 月 1 日から改正された。 改正されたことにより、平均落札率は概ね	 ・昨年 10 月、「入札制度の見直しに係る意見の具申（依頼）」以降、本市の入札制度改正について、ご尽力いただいたことについて感謝申し上げます。 本市の入札制度は、平成 14 年からあまり変

5%程度引き上がることが予想されます。これにより改正の目的たる業界の活性化を期待するところである。活性化度合いの成果は、現在のコロナ禍の下では困難なところではあるが、その向上を見守りたいと考えている。 さらに、当委員会では 2 つの事象に注目した。一つ目は、入札参加者数の遞減傾向である。入札総件数のうち、約 2 割の 1 社参加の案件が見受けられるため入札参加者数を増やすための取組みが必要と考える。その中でも、債務負担行為を活用した早期発注による工事平準化の取組みは入札参加者数を増やすための一つの有効な方法と考える。 二つ目は、建設業界の最大の課題である、担い手の確保、人材の育成、技術の継承である。これらを達するための施策、例えば、若手の技術者の登用や育成策を積極的に行っている企業に一定の優位性を持たせるなど雇用の創出に係る取組みも必要であると考えます。 総合評価入札において、三重県では若手の技術者配置を加点評価しているケースも見られる、このように若手技術者の配置に対してインセンティブを付与する工事の発注を行うなどの方法も検討すべきであると考えます。 入札制度改正後においても落札率や入札参加者数なども含め継続的に状況を注視していきたいと考えている。 ・ 総合評価落札方式について 国では、ダンピング受注の防止対策として、総合評価落札方式による入札を推進しており、同方式により受注希望者の工事成績等を評価することで、適正な施工や技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成・技術力の向上につながるとされている。 松阪市は、平成 19 年 11 月、松阪市総合評	わっており、一時期、最低制限価格の水準は高い時期もあった。最低制限価格を単に上げるということではなく、その他の入札制度の見直しも必要であると考えていた。 意見書を拝見させていただくと、最低制限価格を含む他の制度も本当に深く議論をしていただいた内容であると感じるところである。 建設業界は高齢化しているのが現状で、天候により左右される業種。予定が立てづらいところがあり、若者の入職者が少ない要因の一つと考えている。とは言え、技術者がしっかりと報酬を得られ、生活をしていかなければならない。公共工事は、いかに技術者を確保することが大事であり、建設機械などの稼働率を上げるには早期発注が大事であるが、令和 2 年度は残念ながら新型コロナウイルスの影響で早期発注が少なかった。 総合評価落札方式については、低入札価格調査制度を併用し、総合評価方式に見合った 1 億円以上の工事で実施していきたいと考えている。
--	--

価落札方式試行要領を策定し、工事实績、工事成績等を評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、下水道工事で 3 件の入札を総合評価落札方式で行っている。

当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきたが、入札参加開始から契約締結までの期間に時間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成 23 年度以降実施されていない。

特に、低入札価格調査制度の 1 億円以上の工事については、単に価格競争による入札方式だけではなく、総合的に評価を行う総合評価落札方式も併用し、入札を行うことは効果的であると考え再度提案する。

・災害時における入札方法について

近年の台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっている状況を踏まえて、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組みを進めることが喫緊の課題となっており、このような大規模自然災害が発生した場合でも市民の命や財産を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりが求められている。そのような中で、建設業の役割は大きく、地域の安全・安心の確保に資する迅速な対応が必要と考える。

入札制度においては、競争性や公正性の確保の観点等から、一般競争入札を原則的に適用しているが、近年頻発する災害時では、その復旧工事の発注において迅速な対応が求められることから、随意契約や指名競争入札といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じるために平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択するこ

災害時における入札方法については、指名競争も一つの選択肢。年度を跨ぐと一般競争入札、同一年度に工期を終えるものであれば指名競争入札で迅速に対応したいと考えている。

意見書の提案を受け、実施していきたいと考えている。

とにより、早期の復旧に努めることができる。また、指名競争入札は一般競争入札に比べ、契約までの時間を短縮できることや災害発生場所に比較的近い業者に指名できるというようなメリットが考えられることから、災害時の迅速な対応を行うために随意契約や指名競争入札を採用した入札方法の実施の検討を提案する。 ・工事の平準化について 昨年意見書でも「債務負担行為の積極的な活用」や「速やかな繰り越し手続」の実施による工事平準化の早期着手を具申した。 令和元年度に道路維持修繕工事等において3,000万円の債務負担行為を設定し、令和2年度に6件の工事について早期着手。令和2年度は5,000万円の債務負担行為を設定し、令和3年度に12件の道路維持修繕工事等についての早期着手をしている。 国や県が進める工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところであるが、令和2年度の第1四半期は新型コロナウイルス感染症の影響により、発注件数は減少する結果となったため、引き続き状況を注視しつつ、今後においても債務負担行為や繰り越し制度をできる限り活用して、発注者・受注者の双方がメリットを享受できる工事平準化を目指すことを再度提案する。 ・インセンティブ型入札について インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、工事評定点や災害対策などへの貢献度を入札条件とした制度で平成29年度から試行導入している。令和3年度も前年度以上の発注を期待す	国・県が取り組んでいる債務負担行為を活用した工事の平準化については、本市も令和元年度から取り組んでおり、年末に公共工事が集中するという状況は見受けられない。引き続き、工事の平準化の取り組みを強化していきたいと考えている。 皆様方のご意見をいただきながら、研究を重ね平成29年にインセンティブ入札制度を試行導入した。今年度も前年度以上の発注をしたい。
---	--

る。 最後に、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の税収も減少が見込まれる中で、建設業界にとっても、本市にとってもメリットとなるような入札制度を構築していく必要があると考える。 また、令和 3 年 4 月から最低制限価格、低入札価格調査制度など、入札制度の改正が実施されているが、本改正により工事品質の向上、担い手の確保や人材の育成が進むことを強く期待する。 当委員会としても本市の入札制度における見直しについて、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から検討を行い、意見を述べてきたが、本市の入札・契約状況は引き続き注視しながら今後もその時代にあった適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待する。 我々も、皆様方と討議し更なる研究を重ねていきたいと思います。よろしくお願いします。	今年度から、最低制限価格や低入札価格調査制度などの制度改正を行ったが、現在のところ業界側から特に意見をいただいているところはなく順調にスタートをさせていただいている。 本日、入札等監視委員会の皆様から頂いた意見を尊重しながら、本市の入札制度の更なる研究をしていきたい。 ありがとうございました。
●今年度の開催予定日について (入札室)	
	・定例会議は、7 月 21 日（水）（抽出対象：4 月～6 月）、10 月 20 日（水）（同：7 月から 9 月）、1 月 17 日（月）（同：10 月から 12 月）、3 月 29 日（火）（同：1 月から 3 月）に開催することを確認。
●次回開催日程及び抽出委員について	
	・次回開催日については、令和 3 年 7 月 21 日（水）15：00 からとする。 ・抽出委員は村田委員とする。